

所得税還付申告説明会を開催します

所得が給与所得のみで、年末調整が済んでいる方を対象とした医療費控除と、公的年金のみの受給者の方で、他に所得のない方を対象とした確定申告書の説明と受け付けを行います。

問 税務課
☎内線 1056～1059

日時・説明会区分 ※雑損控除の申告をされる方は受け付けできません。

日時	受付開始時間	説明開始時間	説明区分	場所
2月 9日(木)	午前9時30分	午前10時	給与所得者の医療費控除申告	市保健センター 研修室(2階)
	午後1時	午後1時30分	公的年金のみの受給者の方で他に所得がない方の申告	
2月10日(金)	午前9時30分	午前10時	給与所得者の医療費控除申告	
	午後1時	午後1時30分		

・説明開始時間までに受け付けを済ませてください。当日は説明を聞きながら、その場で申告書を作成していただきますので、説明開始時間に遅れると確定申告書などの作成ができない場合があります。

・説明会は説明区分に従って行いますので、当日の説明区分に該当しない方は、受け付けできません。

・説明区分がどちらであっても、**住宅借入金等特別控除**を初めて申告される方は、市では受け付けできませんので、**税務署での申告をお願いいたします。**

・今回から、申告書に**社会保障・税番号(マイナンバー)**の記載が必要になります。記載に必要な書類も忘れずお持ちください。

共通して必要な物

個人番号カードまたは個人番号通知カード+運転免許証・健康保険の被保険者証等、印鑑(認印)、平成28年分の源泉徴収票原本(給与・年金など)、還付金の振込口座のわかるもの(申告者本人名義のもの)、筆記用具(ボールペン)、計算機

各種控除に必要な主な書類

◆年金受給者の方

① 社会保険料支払証明書(国民健康保険税、介護保険料、任意継続保険料など)

② 生命保険料、地震保険料などの控除証明書

③ 医療費控除を併せて受けるときは、次の**医療費控除を受ける方**を参照してください。

◆医療費控除を受ける方

① 医療費の領収書(会社や健康保険組合などから発行される

医療費明細書は不可)

※あらかじめ治療を受けた人、病院・薬局ごとに集計しておいてください。

※領収日が平成28年中であることを確認してください。

※介護老人施設などで提供を受ける施設サービスの費用は、領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認してください。明記されていない場合は、施設などへ事前

に確認し、医療費控除対象額を明確にしておいてください。

② 生命保険会社や健康保険組合などから給付、補てんされた額のわかる書類(高額療養費・マル福などにより補てんされた金額を含む)

その他

・確定申告用紙は、国税庁ホームページから入手できます。また、1月下旬ごろから、牛久市役所税務課でもお渡しできる予定です。

・市県民税申告書に限り、申告期間前であっても税務課窓口で随時受け付けをしていますが、確定申告書の受け付けは2月16日(木)から3月15日(水)までです。

「税務署からのお知らせ」

◆公的年金等受給者に

係る確定申告不要制度 平成23年分以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は必要ありません。なお、次の場合には申告が必要となります。

・所得税の確定申告が必要のない場合であっても、市県民税の各種所得控除を受けるためには、市県民税の申告が必要となります。

・所得税の還付を受けるためには、確定申告書の提出が必要となります。

・確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。